歯学教育認証評価トライアル

分野別認証評価受審大学の視点から

九州歯科大学
歯学部長　細川隆司

公立大学法人
九州歯科大学

平成24年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）

プログラム：基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成

取組名称：歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究

本事業は我が国の歯学教育の国際的な質の担保を評価するための認証評価基準の制定と、実際に認証評価を実施する取組である。歯学教育モデル・コア・カリキュラムと臨床実習開始前の共用試験によって、21世紀初頭の我が国の歯学教育改革は進展した。しかしこれらの歯学教育改革の大きな目標であった臨床実習の改善・充実については、目標通りに成し遂げられているとは言い難いのが現状である。また近年の諸事情により、臨床実習だけでなく高度専門職養成機関としての役割を果たせない大学が出てくる可能性を否定できない。そこで本事業では、**我が国の歯科医師養成の質保証担保のために、歯学教育に特化した大学分野別評価についての調査研究を行い、国際標準の教育を行っていることを証明するための認証評価基準作りを行うとともに、複数大学においてトライアルとして認証評価を実施するものである。**

連携5大学

東京医科歯科大学・新潟大学・東京歯科大学・大阪歯科大学・九州歯科大学

歯学教育認証評価検討WG 幹事会

5大学　5名

〈国立〉
- 東京医科歯科大学　荒木　孝二
- 新潟大学　前田　健康

〈公立〉
- 九州歯科大学　北村　知昭

〈私立〉
- 東京歯科大学　一戸　達也
- 大阪歯科大学　中嶋　正博

14大学　16委員

歯学教育認証評価検討WG

10大学11名

〈国立〉
- 東北大学　高橋　信博
- 東京医科歯科大学　俣木　志朗
- 東京医科歯科大学　森尾　郁子
- 大阪大学　村上　伸也
- 岡山大学　窪木　拓男
- 広島大学　高田　隆
- 九州大学　平田　雅人

〈私立〉
- 北海道医療大学　斎藤　隆史
- 日本大学　中島　一郎
- 日本歯科大学　沼部　幸博
- 愛知学院大学　荒木　章純

歯学分野別認証評価制度
（歯学教育認証評価トライアル）

1. 自己点検評価(self-evaluation) 書の作成
2. 自己点検評価書の認証評価委員による査読、質問と修正
3. 認証評価委員による現地調査(site-visit)
4. 評価結果報告（→認証？再調査？）
5. 認証評価結果に基づく各大学での改善

公立大学法人 九州歯科大学

自己点検評価

公立大学法人 九州歯科大学

歯学認証評価【自己点検評価項目】

1. 教育の理念及び目標
2. 学生の受け入れ
3. 歯学教育課程の内容・方法・環境
4. 患者への配慮と臨床能力の確保
5. 成績評価と卒業認定
6. 教員組織
7. 点検・評価

公立大学法人 九州歯科大学

《参考》
医学認証評価【自己点検評価項目】

１．使命と教育成果
２．教育プログラム
３．学生評価
４．学生
５．教員
６．教育資源
７．プログラム評価
８．統轄および管理運営
９．継続的改良

公立大学法人 九州歯科大学

１ 教育の理念及び目標

1-1 歯学教育における教育の理念および目標が適切に設定され、かつ明確に示され、公表されていること。

	観　点	視　点
1-1-1	大学・学部の理念を踏まえ、かつ国民の求める歯科医師養成を行うという教育目標を設定していること。	・理念・目的の明確性と適切性 ・個性化と多様性の視点 ・コンピテンシー
1-1-2	教育の理念、目標を教職員および学生に周知し、かつ社会に公表していること。	・周知方法と公表方法 ・効果
1-1-3	教育の理念及び目標の適切性について定期的に検証を行っていること。	・点検、評価(PDCAサイクル) ・検証、改善の事例

公立大学法人 九州歯科大学

目　　次

１．教育の理念及び目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
＜現状の把握＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
＜点検と評価＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
＜改善に向けた提言＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２．学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
＜現状の把握＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
＜点検と評価＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
＜改善に向けた提言＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

３．歯学教育課程の内容・方法・環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
＜現状の把握＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
＜点検と評価＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
＜改善に向けた提言＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

４．患者への配慮と臨床能力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
＜現状の把握＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
＜点検と評価＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
＜改善に向けた提言＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

５．成績評価と卒業認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
＜現状の把握＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
＜点検と評価＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

１．教育の理念及び目標

【基準１－１】
歯学教育における教育の理念および目標が適切に設定され、かつ明確に示され、公表されていること。

【観点１－１－１】大学・学部の理念を踏まえ、かつ国民の求める歯科医師養成を行うという教育目標を設定していること。
【観点１－１－２】教育の理念、目標を教職員および学生に周知し、かつ社会に公表していること。
【観点１－１－３】教教育の理念及び目標の適切性について定期的に検証を行っていること。
【観点１－１－４】教育の理念および目標が、当該大学の教育を通じて達成されていること。

＜現状の把握＞

【観点１－１－１】本学では、教育に関する大学の理念として「高度な専門性を持った歯科医療人の育成」を掲げている（別添資料 1-1-1-1）。一方、学部課程における歯科医師養成のゴールは歯科医師国家試験であるが、平成 26 年実施の同試験から適用された出題基準の改定に際し、厚生労働省から「国民のニーズに対応できる歯科医師を確保」するための社会的要請が強まっている事項として、「高齢者や全身疾患を持つ者等への対応」や「口腔と全身との関係」（厚労省より出された出題基準改訂文書の表現をそのまま記載）などを挙げている（別添資料 1-1-1-2）。

公立大学法人 九州歯科大学

別添資料 1-1-1-1　九州歯科大学　大学の理念・教育研究目標
九州歯科大学 HP：http://www.kyu-dent.ac.jp/about/idea
別添資料 1-1-1-2　平成 26 年版歯科医師国家試験出題基準改定の概要
厚生労働省 HP：
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/topics/dl/tp130329-01_02.pdf
別添資料 1-1-1-3　九州歯科大学　第２期中期計画
九州歯科大学 HP：http://www.kyu-dent.ac.jp/docs/about/corporation/2ki_tyuukikeikaku.pdf
別添資料 1-1-1-4　九州歯科大学　カリキュラムポリシー
九州歯科大学 HP：http://www.kyu-dent.ac.jp/departments/dentistry/educational#cp
別添資料 1-1-2-1　九州歯科大学　学生生活手帳　巻頭付録
別添資料 1-1-2-2　九州歯科大学　「大学の理念カード」の写真
別添資料 1-1-2-3　九州歯科大学　「大学の理念」の掲示風景の写真
別添資料 1-1-2-4　九州歯科大学　大学自己評価部会だより　第 34 号（平成 25 年 10 月）
九州歯科大学 HP　http://www.kyu-dent.ac.jp/docs/about/corporation/bukaidayori34.pdf
別添資料 1-1-3-1　九州歯科大学の教員・職員を対象とした本学の教育改善に向けてのアンケート調査用紙
別添資料 1-1-3-2　九州歯科大学　歯学科学生アンケート調査用紙（１～６年次生）
別添資料 1-1-3-3　九州歯科大学　大学自己評価部会だよりの発行実績
九州歯科大学 HP：http://www.kyu-dent.ac.jp/about/corporation/evaluation
別添資料 1-1-3-4　九州歯科大学　部局長等連絡会議次第（平成 25 年 12 月開催分）

公立大学法人 九州歯科大学

１．教育の理念及び目標

＜点検と評価＞
〈優れた点〉
・本学では、「新たな時代に対応できる柔軟な判断力と問題の自己解決能力を有する創造的医療人を育成する」ことや「歯科保健医療を通じて社会に貢献する医療人を育成する」ことを教育研究目標で規定しており、これを具体化したものを、法人中期計画及びカリキュラムポリシーで、それぞれ規定しているため、本学の教育に関する大学の理念を踏まえ、かつ国民の求める歯科医師養成を行うという教育目標が設定されているといえる点が優れている。
・本学のホームページにおける公開や、本学教員及び学生に全員配布される「学生生活手帳」への掲載、全教職員への「大学の理念カード」の携帯、学内各所への「大学の理念」の掲示等、職員・学生への周知が充分行われており、その効果も「大学の理念」を知っている者の割合が９１％に達していることから、教育に関する大学の理念及び目標等の周知方法と公表方法は適切であり、その効果も充分評価できる点が優れている。
・毎年１回教職員及び学生の全員に対してアンケート調査が実施され、その結果を自己評価部会において検討のうえ、必要に応じて部局長等連絡会議で対応を協議していることから、本学の教育に関する大学の理念に関する定期的な検証を実施している点が優れている。
・本学の学生の学業成績及び在籍状況、新卒者の歯科医師国家試験合格率、６年生における歯科医師臨床研修マッチ率、標準修業年限での国家試験合格率、のいずれも国立歯学部のそれと同程度であり、全歯学部平均を大きく上回っていることから、教育に関する大学の理念及び目標に関する教育を通じて充分に達成されていると評価できる。

公立大学法人 九州歯科大学

学の理念及び目標等の周知方法と公表方法は適切であり、その効果も充分評価できる点が優れている。
・毎年１回教職員及び学生の全員に対してアンケート調査が実施され、その結果を自己評価部会において検討のうえ、必要に応じて部局長等運絡会議で対応を協議していることから、本学の教育に関する大学の理念に関する定期的な検証を実施している点が優れている。
・本学の学生の学業成績及び在籍状況、新卒者の歯科医師国家試験合格率、６年生における歯科医師臨床研修マッチ率、標準修業年限での国家試験合格率、のいずれも国立歯学部のそれと同程度であり、全歯学部平均を大きく上回っていることから、教育に関する大学の理念及び目標に関する教育を通じて充分に達成されていると評価できる。

（改善を必要とする点）
・教職員及び学生に対するアンケート調査における対象項目が十分でない。

＜改善に向けた提言＞
大学・学部の理念を踏まえ、かつ国民の求める歯科医師養成を行うという教育目標を設定する点、教育の理念及び目標の教職員及び学生への周知並びに社会への公表、教育に関する理念及び目標に関する教育を通じた達成については、十分に評価できる水準にあるため、引き続き現在の取組を継続することによって、その水準の維持に努める。
教育研究目標や法人中期計画等も含めて多岐に渡る項目をアンケート調査に盛り込み、定期検証による改善効果を強化する。

自己点検・評価書

（記載時の注意）
・明朝体、10.5ポイントで記入して下さい。
・「現状の把握」は「基準」ごとに1000-1500字程度で記載して下さい。
・根拠となる資料・データなどは下線に含みません。
・HPに掲載されている資料の場合は、単に大学のHPのURLだけでなく容易に検索できるようなURLを示して下さい。
・「点検と評価」、「改善に向けた提言」は評価項目ごとに記載して下さい。
・注意事項(斜体文字)は作成時に削除して下さい。

平成２６年４月
九州歯科大学歯学部

自己点検評価書作成

- 歯学教育全般をうまく網羅していた
- 大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受審した際の自己評価書作成プロセスが活用できた
- 記載量（文字数）などの指示が明確で、負担軽減への配慮が見られた

- 歯学教育という枠組みが不明確であった（卒後臨床研修や大学院教育も評価対象？）

自己点検評価書記載内容に関して

- 複数の学科をもつ歯学部の取扱いについて

【観点３－２－４】大学・歯学部の理念・目的及び教育目標達成のため、教育課程、教育方法について、特色ある取組みを行っていること。

歯学部＝歯学科？

口腔保健学科の教育内容、歯学科との共通講義・実習などの取組みは？

1．使命と教育成果

1.1 使命

基本的水準：
医科大学・医学部は
- 自己の使命を定め、大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者に理解を得なくてはならない。（B 1.1.1）
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針（Educational strategy）として以下の内容を含めて概略を定めなくてはならない。
  - 学部教育としての専門的実践力（B 1.1.2）
  - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基礎（B 1.1.3）
  - 医師として定められた役割を担う能力（B 1.1.4）
  - 卒後研修への準備（B 1.1.5）
  - 生涯学習への継続（B 1.1.6）
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任が包含されなくてはならない。（B 1.1.7）

評価基準、観点、視点に関して